平成２３年（フ）第６８３号
高知市長浜156番地
債務者　松並　直己
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４６号
沖縄県中頭郡西原町字棚原18番地　コーポ18番Ａ－２、住民票上の住所沖縄県沖縄市泡瀬３丁目10番１号　２Ｆ
債務者　上地　博子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１９７号
北海道苫小牧市住吉町１丁目３番２―404号
債務者　佐々木龍也
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２２４号
北海道苫小牧市字沼ノ端230番地の680
債務者　兼子　孝充
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１０２８号
宮城県岩沼市相の原２丁目７番552号
債務者　竹中　　豊
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
福島市北沢又字寺西14番地の６　木村貸家３号、従前の住所福島市岡部字当木前34番地の１　コーポめい202号
債務者　新山　雄大
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１号
福島県二本松市原セ上ノ内130番地
債務者　高宮　春奈（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１１６号
茨城県鹿嶋市大字平井20番地160　鴻池運輸家族寮４―205
債務者　柳林　恵二
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１０６号
千葉県茂原市早野2776番地５　セントラルメゾン茂原306号
債務者　小宮　将美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
千葉県長生郡長生村一松丁1977番地
債務者　小林すゑ子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
千葉県茂原市押日650番地73
債務者　原口　莉奈
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
千葉県茂原市本納1767番地３　メゾン新川201
債務者　加藤　　豊
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前８丁目12番地１　市営住宅２―27号
債務者　田中真由美（旧姓高垣）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１７３号
千葉県袖ケ浦市のぞみ野97番地12
債務者　成本　順一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１７４号
千葉県袖ケ浦市のぞみ野97番地12
債務者　成本　有香
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２９２号
長野県大町市大町3723番地１
債務者　松原　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２４３号
岐阜県本巣郡北方町加茂351番地の２
債務者　大野つた枝
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４２７号
岐阜市西島町８番10―302号　コーポ松田
債務者　宇野　美紀
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
岐阜地方裁判所